附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

2　平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日（」とあるのは「裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十二年最高裁判所規則第十号）の施行の日（」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日（」とあるのは「同日後」とする。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十二月八日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二四

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条中「附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第二条　平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の規則九―一七第三条の規定の適用については、同条中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日（」とあるのは「規則九―一七―一二四（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の施行の日（」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（人事院規則九―一七―一〇九の一部改正）

第三条　人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される」を「規則九―一七第三条の規定が適用される」に、「規則九―一七第三条」を「同条」に改める。

告　示

○宮内庁告示第十一号

平成二十三年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

平成二十二年十二月八日

宮内庁長官　羽毛田信吾

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年十二月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三八一六	二二、一一、一九	田櫓　孝次
三八一七	二二、一一、一九	中尾　英紀
三八一八	二二、一一、一九	影山　正雄
三八一九	二二、一一、一九	鶴本　上司

○法務省告示第六百三号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十二月二十五日から効力を生ずる。

平成二十二年十二月八日

法務大臣　仙谷　由人

北海道空知郡南幌町長

○法務省告示第六百四号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十二月八日

法務大臣　仙谷　由人

認証紛争解決事業者の名称

広島県社会保険労務士会

変更前の住所

広島市中区鉄砲町三番五十四号

変更後の住所

広島市中区橋本町十番十号

変更年月日

平成二十二年九月二十一日

○法務省告示第六百五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年十二月八日

法務大臣　仙谷　由人

住所　埼玉県蕨市中央２丁目２番９号
梁泰之　昭和56年６月16日生

住所　大阪市生野区中川西３丁目８番11号
李佳苗　昭和58年１月29日生

李楠惠　昭和60年２月９日生

住所　大阪市生野区生野東２丁目８番14号
鄭成心　昭和29年12月３日生

金榮子　昭和60年７月５日生

金將之　昭和62年６月19日生

住所　大阪市都島区都島中通１丁目２番22号
金順玉　昭和49年６月６日生

住所　大阪府豊中市西泉丘３丁目19番地４
洪松枝　昭和35年12月17日生

住所　大阪市東成区深江南２丁目３番２号
申雅之　昭和35年12月６日生

徐幸美　昭和42年11月４日生

申容太　平成６年４月28日生

申優希　平成８年12月12日生

住所　大阪市福島区福島６丁目19番８号
許紋子　昭和57年１月３日生

住所　大阪市生野区生野西２丁目１番14号
李順夏　昭和58年８月12日生

住所　大阪市都島区東野田町２丁目３番12―703号
玉章雄　昭和48年１月９日生

住所　大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―1202号
河裕美　昭和62年２月10日生

住所　大阪市生野区巽北１丁目15番２号
愼竟良　昭和49年８月28日生

住所　大阪市福島区海老江５丁目６番17―502号
宋功鋭　昭和62年８月31日生

住所　大阪府泉南郡田尻町大字嘉祥寺957番地６
李信孝　昭和48年６月15日生

住所　大阪市生野区林寺６丁目７番47号
曹喜人　昭和58年２月19日生

住所　大阪府泉南市岡田７丁目1664番地59
金龍棒　昭和43年11月８日生

梁昌代　昭和42年10月16日生

金滉生　平成13年４月23日生

金陽菜　平成16年６月10日生

金聖菜　平成20年６月15日生

住所　大阪市中央区上本町西４丁目１番５―1404号
高治　昭和42年９月６日生

住所　大阪市生野区巽北１丁目21番29―706号
李清美　昭和45年３月20日生

住所　大阪市東成区大今里西１丁目15番３号
李令華　昭和44年６月９日生

吳玲菜　平成７年11月１日生

吳サチェ　平成10年３月26日生

吳綾菜　平成10年３月26日生

住所　大阪府岸和田市戎町８番53号
河伸一　昭和55年９月10日生

住所　大阪市西成区岸里東１丁目５番21号
河廉記子　昭和58年４月14日生

河涼子　昭和62年６月24日生

住所　神戸市長田区蓮宮通５丁目36番地
李吉陵　昭和13年１月９日生

李成貴　昭和47年５月12日生

李成彦　昭和45年３月18日生